

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年1月28日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	株式会社 フィデック
【英訳名】	Fidec Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 深田 剛
【本店の所在の場所】	千葉県市川市南八幡四丁目9番1号
【電話番号】	047-314-0650
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 平井 亮子
【最寄りの連絡場所】	千葉県市川市南八幡四丁目9番1号
【電話番号】	047-314-0650
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 平井 亮子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期連結 累計期間	第11期 第3四半期連結 累計期間	第10期 第3四半期連結 会計期間	第11期 第3四半期連結 会計期間	第10期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
営業収益(千円)	2,671,132	1,523,946	704,178	497,217	3,248,958
経常利益(千円)	989,600	128,927	187,414	37,036	757,852
四半期(当期)純損失()又は 四半期純利益(千円)	3,111,259	2,577,205	106,746	26,149	4,812,671
純資産額(千円)	-	-	6,464,458	2,439,536	4,763,313
総資産額(千円)	-	-	38,087,342	20,897,583	27,776,559
1株当たり純資産額(円)	-	-	35,285.00	11,284.10	25,999.63
1株当たり四半期(当期)純損失 金額()又は四半期純利益金額 (円)	16,984.22	12,714.95	582.65	123.69	26,271.39
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	582.14	-	-
自己資本比率(%)	-	-	17.0	11.4	17.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	14,297,636	179,143	-	-	9,204,232
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	18,686	140,064	-	-	250,542
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	10,623,961	3,200,998	-	-	11,821,059
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	12,709,517	2,947,083	6,187,160
従業員数(人)	-	-	60	66	59

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。

3. 第10期第3四半期連結累計期間、第11期第3四半期連結累計期間及び第10期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 第11期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	66	(151)
---------	----	-------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	66	(151)
---------	----	-------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績は次のとおりであります。

営業収益	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
C.Fダイレクト事業(千円)	497,217	70.6
合計(千円)	497,217	70.6

(注) 1. 当第3四半期連結会計期間における(株)ドン・キホーテに対する営業収益は84,730千円(17.0%)、前第3四半期連結会計期間における同社に対する営業収益は74,888千円(10.6%)であります。

2. 当社グループでは「C.Fダイレクト」事業は金融サービスとアウトソーシングサービスを融合した不可分一体の事業であるためセグメント区分は行っておりませんが、営業収益における債権買取収益及び業務委託収益の内訳は、以下のとおりであります。

営業収益の内訳	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
債権買取収益(千円)	379,355	74.9
業務委託収益(千円)	117,861	104.0
合計(千円)	497,217	70.6

3. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における我が国の経済は、世界的な金融危機により大きな影響を受けた景気の急激な悪化に底打ちの兆しが見えてきたものの、依然として企業収益の低下や雇用情勢の悪化、個人消費の悪化など先行き不透明な状況が続いております。

当社グループはアウトソーシングと金融サービスを融合させ、中小企業の資金繰りを支援するサービスを行っております。アウトソーシング業界においては企業が経営資源の選択と集中を行う中、コア業務以外をアウトソースする傾向が継続しております。また金融業界は、世界的な景気悪化の影響から直接金融市場の機能が後退するなど一層厳しい環境となっております。したがって、特に中小企業の資金繰りが逼迫し倒産件数も増加していることから中小企業の資金ニーズが高まっております。

このような環境の下、当社グループは中小企業の資金ニーズに応えるべく債権買取を積極的に推進し、中小企業の資金繰り支援を継続してまいりました。また、債権買取時の手数料率を柔軟に対応する等資金効率の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における業績は、取扱累計高27,343百万円（前年同四半期比20.2%減）、営業収益497百万円（前年同四半期比29.4%減）、営業利益29百万円（前年同四半期比84.0%減）、経常利益37百万円（前年同四半期比80.2%減）、四半期純利益26百万円（前年同四半期比75.5%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、買取債権の増加及び金融機関からの借入金の返済により、第2四半期連結会計期間末に比べ4,187百万円減少し、当第3四半期連結会計期間末における資金残高は2,947百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は2,594百万円（前年同四半期は9,950百万円の獲得）となりました。これは主に買取債権の増加及び一時預り金の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は0百万円（前年同四半期は7百万円の獲得）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は1,593百万円（前年同四半期比64.1%減）となりました。これは主に金融機関からの短期借入金の返済によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	732,828
計	732,828

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年1月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	211,407	211,407	東京証券取引所 市場第一部	当社は単元株制度は 採用しておりません。
計	211,407	211,407	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成16年3月10日臨時株主総会において特別決議された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく、新株予約権(ストックオプション)の状況は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日) 第1回新株予約権
新株予約権の数(個)	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 10,000
新株予約権の行使期間	平成19年3月11日から 平成26年3月10日まで (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の株式はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合比率}}$$

また、行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{\text{分株式数}} \times \text{1株当り払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使期間は、取締役会による新株予約権の発行決議において、平成16年3月10日臨時株主総会で決議された権利行使期間の範囲内で定めるものとします。
4. 新株予約権の行使に関わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

新株予約権発行時において社外のコンサルタントであった者は、新株予約権行使時においても当社との間でコンサルタント契約を締結していることを要する。また、社外のコンサルタントは、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権者が合併により消滅した場合、存続会社による新株予約権の承継は認めない。

その他の権利行使の条件は取締役会決議により決定するものとする。

(2) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が権利行使をする前に、上記(1)の および に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

5. 平成17年5月20日付の株式分割(1:5)及び平成18年4月1日付の株式分割(1:3)により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

平成17年6月28日第6期定時株主総会において決議された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく、新株予約権（ストックオプション）の状況は、次のとおりであります。

	第3 四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日) 第4回新株予約権
新株予約権の数(個)	920
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,760
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 321,173
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成26年6月末日まで (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 321,173 資本組入額 160,587
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の株式はこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使期間は、取締役会による新株予約権の発行決議において、平成17年6月28日定時株主総会で決議された権利行使期間の範囲内で定めるものとします。
4. 新株予約権の行使に関わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他特に取締役会が認めた場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

新株予約権発行時において社外のコンサルタントであった者は、新株予約権行使時においても当社との間でコンサルタント契約を締結していることを要する。また、社外のコンサルタントは、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について、取締役会の承認を要するものとする。

当社取引先の新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても当社と当社取引先の取引関係が良好に継続し、当社の業績並びに企業価値の向上に寄与していると判断されることを要するものとする。ただし、当社取引先が競合関係にある他の会社の子会社、もしくは当該他の会社の傘下会社となった場合は権利を喪失する。また当社取引先は新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について、取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権者が合併により消滅した場合、存続会社による新株予約権の承継は認めない。

新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

その他の権利行使の条件は取締役会決議により決定するものとする。

(2) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、新株予約権者が上記(1)に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

5. 平成18年4月1日付の株式分割(1:3)により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

平成21年6月24日第10期定時株主総会において決議された会社法の規定に基づく、新株予約権の状況は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日) 第6回新株予約権
新株予約権の数(個)	20,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 14,490
新株予約権の行使期間	平成22年3月1日から 平成25年2月末日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

注) 1. 株式数の調整

当社が下記2により行使価額の調整を行う場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とします。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価格}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、新株予約権者と協議の上、新株予約権者の承諾を得て、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

2. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるとおりであります。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日）（無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降、これを適用する。但し、株主への割当てに係る基準日を定めた場合（無償割当てに係る基準日を定めた場合を含む。）は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。

株式の分割をする場合

調整後の行使価額は、株式の分割にかかる基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の取得を当社に対して請求できる証券を発行もしくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行もしくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行又は処分されるもしくは割り当てられる証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合には、出資の履行をした日）（無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式に交換される取得条項付株式その他の当社普通株式の交付がなされることの引換えに当社に取得される証券（但し、本号 に該当するものを除く。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行された証券の全てが、取得事由の発生日時点での条件で当社普通株式に交換されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得事由の発生日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主のための権利の付与のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認の決議をした日までに行使請求をなしたのものに対しては、調整後の行使価額の適用日以降において次の算出方法により、当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号 の場合は当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における自己株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。さらに、上記本項第(2)号 乃至 のいずれかによる行使価額の調整により交付されたものとみなされた当社の普通株式で、行使価額の調整を行う時点において、未だ現実に交付されていないものについては、その後の交付価額の調整においても交付されたものとみなされ、既発行株式数に含まれるものとする。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前の行使価額に代えて、調整前の行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(4) 本項(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を株式交換完全親会社とする株式交換、その他合併、分割等により行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使に関わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

本新株予約権の行使後における割当先及び割当先の代表取締役会長である安田隆夫氏が所有する当社株式を合算した株式数が当社の発行済み株式数の15%未満にとどまることを要するものとする。

その他の本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権買取契約によるものとする。

(2) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	-	211,407	-	3,768,693	-	3,876,073

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ
ん。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 211,407	211,407	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	211,407	-	-
総株主の議決権	-	211,407	-

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	23,390	18,250	18,000	15,100	13,880	11,990	10,300	9,000	9,500
最低(円)	7,500	13,210	14,010	9,910	10,100	8,910	7,700	6,200	8,230

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,197,083	6,437,160
買取債権	11,566,760	11,927,734
売掛金	10,597	9,606
その他	35,445	363,766
流動資産合計	14,809,886	18,738,268
固定資産		
有形固定資産	1,279,304	1,579,943
無形固定資産	44,916	63,666
投資その他の資産		
長期未収入金	4,411,218	6,864,415
その他	352,258	530,266
投資その他の資産合計	4,763,477	7,394,681
固定資産合計	6,087,697	9,038,291
資産合計	20,897,583	27,776,559
負債の部		
流動負債		
短期借入金	16,023,000	19,098,000
1年内返済予定の長期借入金	327,200	524,900
未払法人税等	18,962	5,290
預り金	1,692,018	2,778,158
賞与引当金	8,967	24,600
その他	205,275	219,255
流動負債合計	18,275,423	22,650,204
固定負債		
長期借入金	156,800	339,600
その他	25,822	23,441
固定負債合計	182,622	363,041
負債合計	18,458,046	23,013,246
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,768,693	3,668,442
資本剰余金	3,876,073	3,775,822
利益剰余金	5,258,586	2,681,381
株主資本合計	2,386,180	4,762,884
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	643	429
評価・換算差額等合計	643	429
新株予約権	54,000	-
純資産合計	2,439,536	4,763,313
負債純資産合計	20,897,583	27,776,559

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業収益	2,671,132	1,523,946
金融費用	280,266	297,534
販売費及び一般管理費	1,357,174	1,123,721
営業利益	1,033,691	102,691
営業外収益		
受取利息	6,644	2,149
受取地代家賃	37,881	35,547
その他	2,130	11,129
営業外収益合計	46,655	48,827
営業外費用		
株式交付費	-	6,681
賃貸費用	27,764	14,524
支払手数料	55,000	-
その他	7,981	1,384
営業外費用合計	90,746	22,590
経常利益	989,600	128,927
特別利益		
賞与引当金戻入額	-	4,554
貸倒引当金戻入額	-	8,000
固定資産売却益	-	6,656
特別利益合計	-	19,211
特別損失		
固定資産評価損	-	279,100
貸倒損失	473,991	-
貸倒引当金繰入額	3,280,689	2,420,598
その他	70,270	15,751
特別損失合計	3,824,951	2,715,449
税金等調整前四半期純損失()	2,835,351	2,567,310
法人税、住民税及び事業税	354,895	7,062
法人税等調整額	78,986	2,831
法人税等合計	275,908	9,894
四半期純損失()	3,111,259	2,577,205

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
営業収益	704,178	497,217
金融費用	90,462	92,572
販売費及び一般管理費	431,555	375,436
営業利益	182,160	29,208
営業外収益		
受取利息	281	310
受取地代家賃	16,338	8,324
その他	552	723
営業外収益合計	17,171	9,359
営業外費用		
賃貸費用	9,363	1,486
その他	2,553	44
営業外費用合計	11,916	1,530
経常利益	187,414	37,036
特別利益		
貸倒引当金戻入額	4,169	-
特別利益合計	4,169	-
特別損失		
投資有価証券評価損	13,480	-
特別損失合計	13,480	-
税金等調整前四半期純利益	178,103	37,036
法人税、住民税及び事業税	41,632	2,329
法人税等調整額	29,724	8,557
法人税等合計	71,356	10,886
四半期純利益	106,746	26,149

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	2,835,351	2,567,310
減価償却費	35,728	31,667
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,280,372	2,411,903
賞与引当金の増減額(は減少)	12,900	15,633
貸倒損失	473,991	-
受取利息及び受取配当金	7,605	2,921
支払利息	7,979	-
有形固定資産売却損益(は益)	-	6,656
固定資産評価損	-	279,100
投資有価証券評価損益(は益)	66,810	15,188
買取債権の増減額(は増加)	6,980,574	2 313,474
営業貸付金の増減額(は増加)	185,417	-
長期営業債権の増減額(は増加)	17,090	10,680
長期未収入金の増減額(は増加)	-	2 88,098
未払金の増減額(は減少)	4,855	4,508
預り金の増減額(は減少)	7,244,088	1,083,271
前受収益の増減額(は減少)	65,075	7,796
未払消費税等の増減額(は減少)	4,437	5,307
その他	105,402	39,944
小計	14,895,301	483,717
利息及び配当金の受取額	7,605	2,921
利息の支払額	10,647	-
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	594,621	301,652
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,297,636	179,143
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,098	20,572
有形固定資産の売却による収入	-	19,454
無形固定資産の取得による支出	13,981	-
投資有価証券の取得による支出	911	895
投資有価証券の売却による収入	2,085	-
子会社の清算による収入	-	4,436
差入保証金の差入による支出	6,208	21
差入保証金の回収による収入	7,440	137,667
その他	11	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,686	140,064
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	10,332,000	3,075,000
長期借入れによる収入	500,000	-
長期借入金の返済による支出	655,300	380,500
株式の発行による収入	747	200,502
新株予約権の発行による収入	-	54,000
自己新株予約権の取得による支出	55,000	-
配当金の支払額	82,409	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,623,961	3,200,998
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,654,988	3,240,077
現金及び現金同等物の期首残高	9,054,529	6,187,160
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 12,709,517	1 2,947,083

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

前第3四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「株式交付費」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「株式交付費」は2千円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

前第3四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「営業貸付金の増減額(は増加)」は、金額的重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結累計期間では「その他」に含めて表示することといたしました。なお、当第3四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「営業貸付金の増減額(は増加)」は340千円であります。

当第3四半期連結会計期間
(自平成21年10月1日
至平成21年12月31日)

(四半期連結貸借対照表)

前第3四半期連結会計期間末において、区分掲記しておりました「営業貸付金」は、資産総額の100分の10以下となったため、当第3四半期連結会計期間では流動資産の「その他」に含めて表示することといたしました。なお、当第3四半期連結会計期間末の流動資産の「その他」に含まれる「営業貸付金」は7,382千円であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年12月31日)

- (1) 固定資産の減価償却費の算定方法
定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
- (2) 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法
繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 6,250,858千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、59,229千円であり ます。</p> <p>3 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金 3,011,428千円 買取債権 9,978,704千円 預り金等担保対象債権から 控除される反対債務額 828,835千円 計 12,161,297千円 担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 16,023,000千円 なお、上記のほか将来において発生する買取債権を担 保に入れております。</p> <p>4 買取債権 当第3四半期連結会計期間において債権売却によって、 オフバランスされている買取債権残高は4,176,255千 円であります。</p> <p>5 財務制限条項等 ㈱フィデック(以下「当社」)は、20金融機関(以下 「貸付人」)及びみずほ銀行(以下「エージェン ト」)と、総額19,023,000千円のシンジケートローン 契約を締結しており、本契約には以下の財務制限条項 等がついております。 (借入人の確約) 各月末時点における本件担保対象債権(注)の金 額から預り金等反対債務の金額を控除した金額とみ ずほ銀行池袋支店普通預金口座及び三井住友銀行新 宿支店普通預金口座の残高の合計金額が総貸付残高 の70%を下回らないこと。 (注)「本件担保対象債権」とは、対象債権のうち、借入 人が納入企業より取得し、または将来取得する一切の債 権をいう。</p>	<p>1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 3,838,954千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、58,427千円であり ます。</p> <p>3 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金 6,020,535千円 買取債権 9,654,627千円 預り金等担保対象債権から 控除される反対債務額 2,270,905千円 計 13,404,257千円 担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 19,023,000千円 なお、上記のほか将来において発生する買取債権を担 保に入れております。</p> <p>4 買取債権 当連結会計年度において債権売却によって、オフ balan スされている買取債権残高は3,776,162千円でありま す。</p> <p>5 財務制限条項等 ㈱フィデック(以下「当社」)は、20金融機関(以下 「貸付人」)及びみずほ銀行(以下「エージェン ト」)と、総額19,023,000千円のシンジケートローン 契約を締結しており、本契約には以下の財務制限条項 等がついております。 (借入人の確約) 各月末時点における本件担保対象債権(注)の金 額から預り金等反対債務の金額を控除した金額とみ ずほ銀行池袋支店普通預金口座及び三井住友銀行新 宿支店普通預金口座の残高の合計金額が総貸付残高 の70%を下回らないこと。 (注)「本件担保対象債権」とは、対象債権のうち、借入 人が納入企業より取得し、または将来取得する一切の債 権をいう。</p>

<p>当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)</p>	<p>前連結会計年度末 (平成21年3月31日)</p>
<p>(担保制限条項)</p> <p>当社は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ貸付人およびエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行が完了するまで、本契約にもとづく債務を除く当社または第三者の負担する現在または将来の債務(借入金債務、社債、保証債務、その他これらに類似の債務を含む)のために担保提供を行わない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>資産取得を目的とする借入金につき、かかる取得資産を担保提供する場合(但し、根担保の提供の場合は、極度額は当該借入金の額を限度とする)。</p> <p>担保権が設定された資産を新たに取得する場合。</p> <p>資産流動化の手法により資金調達を行う際に担保提供する場合(但し、根担保の提供の場合は、極度額は当該資金調達の金額を限度とする)。</p> <p>本件納入企業以外の企業より当社が買取る債権を、本契約以外の資金調達を行う際に担保提供する場合(但し、根担保の提供の場合は、極度額は当該資金調達の金額を限度とする)。</p> <p>多数貸付人が担保権の設定を認める場合。</p> <p>(財務制限条項)</p> <p>当社は、平成21年3月決算期以降、決算期の末日および第2四半期会計期間の末日において、以下の各号の条件を充足することを確約する。</p> <p>貸借対照表(連結ベース)の純資産の部の金額を負の値としないこと。</p> <p>貸借対照表(単体ベース)の純資産の部の金額を負の値としないこと。</p> <p>損益計算書(連結ベース)上の経常損益につき、損失を計上しないこと。</p> <p>損益計算書(単体ベース)上の経常損益につき、損失を計上しないこと。</p> <p>6 預り金</p> <p>当社の支払代行業務にかかる一時預り金が1,664,732千円含まれております。</p>	<p>(担保制限条項)</p> <p>当社は、本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ貸付人およびエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行が完了するまで、本契約にもとづく債務を除く当社または第三者の負担する現在または将来の債務(借入金債務、社債、保証債務、その他これらに類似の債務を含む)のために担保提供を行わない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>資産取得を目的とする借入金につき、かかる取得資産を担保提供する場合(但し、根担保の提供の場合は、極度額は当該借入金の額を限度とする)。</p> <p>担保権が設定された資産を新たに取得する場合。</p> <p>資産流動化の手法により資金調達を行う際に担保提供する場合(但し、根担保の提供の場合は、極度額は当該資金調達の金額を限度とする)。</p> <p>本件納入企業以外の企業より当社が買取る債権を、本契約以外の資金調達を行う際に担保提供する場合(但し、根担保の提供の場合は、極度額は当該資金調達の金額を限度とする)。</p> <p>多数貸付人が担保権の設定を認める場合。</p> <p>(財務制限条項)</p> <p>当社は、平成21年3月決算期以降、決算期の末日および第2四半期会計期間の末日において、以下の各号の条件を充足することを確約する。</p> <p>貸借対照表(連結ベース)の純資産の部の金額を負の値としないこと。</p> <p>貸借対照表(単体ベース)の純資産の部の金額を負の値としないこと。</p> <p>損益計算書(連結ベース)上の経常損益につき、損失を計上しないこと。</p> <p>損益計算書(単体ベース)上の経常損益につき、損失を計上しないこと。</p> <p>6 預り金</p> <p>当社の支払代行業務にかかる一時預り金が2,760,010千円含まれております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売促進費 354,006千円	販売促進費 350,150千円
給料手当 199,093千円	給料手当 178,945千円
賞与引当金繰入額 12,300千円	賞与引当金繰入額 8,967千円
	貸倒引当金繰入額 423千円

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売促進費 116,962千円	販売促進費 116,164千円
給料手当 59,228千円	給料手当 59,252千円
賞与引当金繰入額 12,300千円	賞与引当金繰入額 8,967千円
	貸倒引当金繰入額 119千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (千円)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 12,709,517	現金及び預金勘定 3,197,083
預入期間が3か月を超える定期預金 -	預入期間が3か月を超える定期預金 250,000
現金及び現金同等物 12,709,517	現金及び現金同等物 2,947,083
2	2 四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額の増減額との差額の内容 (千円)
	長期未収入金への科目振替による買取債権の減少額 47,500
3 重要な非資金取引の内容 営業貸付金の代物弁済による固定資産の取得 (千円)	3
建物 16,700	
土地 1,486,300	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 211,407株

2. 新株予約権等に関する事項

第6回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 20,000株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 54,000千円

(注)権利行使期間の初日が到来していない新株予約権の当第3四半期連結会計期間末残高は、54,000千円であります。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成21年6月25日付で、株式会社ドン・キホーテ及び安田隆夫氏(株式会社ドン・キホーテ 代表取締役会長)から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が100,251千円、資本準備金が100,251千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が3,768,693千円、資本準備金が3,876,073千円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社及び連結子会社の事業は、金融サービスとアウトソーシングサービスを融合させた「C.Fダイレクト事業」の単一事業のため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年 3月31日)	
1 株当たり純資産額	11,284円10銭	1 株当たり純資産額	25,999円63銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 3 四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年 3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	2,439,536	4,763,313
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	54,000	-
(うち新株予約権 (千円))	(54,000)	(-)
普通株式に係る四半期末 (期末) の純資産額 (千円)	2,385,536	4,763,313
1 株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末) の普通株式の数 (株)	211,407	183,207

2 . 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額等

前第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日)		当第 3 四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)	
1 株当たり四半期純損失金額	16,984円22銭	1 株当たり四半期純損失金額	12,714円95銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)
四半期純損失 (千円)	3,111,259	2,577,205
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	3,111,259	2,577,205
期中平均株式数 (株)	183,185	202,691
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第 4 回新株予約権 (普通株式 2,790株)。 なお、概要は「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第 4 回新株予約権 (普通株式 2,760株) 及び第 6 回新株予約権 (普通株式20,000株)。 なお、概要は「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	582円65銭	1株当たり四半期純利益金額	123円69銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	582円14銭	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	106,746	26,149
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	106,746	26,149
期中平均株式数(株)	183,207	211,407
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	160	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第4回新株予約権(普通株式2,790株)。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第4回新株予約権(普通株式2,760株)及び第6回新株予約権(普通株式20,000株)。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 1月28日

株式会社フィデック
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川 幸三 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鎌田 竜彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィデックの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フィデック及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1月21日

株式会社フィデック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鎌田 竜彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阪田 大門 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィデックの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フィデック及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。